

特定器材マスターの改定について

今般、平成 2 8 年度診療報酬改定に伴う材料価格基準改定により、下記のとおり特定器材マスターを公表しましたのでお知らせします。

記

1 改定の概要

特定器材コードの収載数：1,302コード

(1) 特定器材コードの新設

別添 1 のコードとなります。

(2) 特定器材コードの廃止

別添 2 のコードとなります。

(3) 特定保険医療材料の経過措置

ア 別添 3 の特定器材コードは、別表 IX の経過措置期間に応じた材料価格を設定しています。

イ 別添 4 の特定器材コードは、特定の承認番号を付与された特定保険医療材料であり、別表 IX の経過措置期間に応じた材料価格を設定しています。

2 留意事項

「項番 3 3 : D P C 適用区分」は、今回の公表で未対応となっております。

なお、「D P C 適用区分」は、「厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法」の告示に合わせて設定する予定です。